別記様式（第３条関係）

市議会への声

朝来市議会では、積極的な議会活動を行うために、広く市民の皆様からのご意見をお待ちしています。市議会に対するご質問・ご要望・ご提言など、お気軽にお寄せください。

皆様のご意見を市政に反映できるよう努力して参ります。

記入日　２０２４年６月２１日

住所	[redacted]	電話番号	[redacted]
氏名	[redacted]	（[redacted]歳）	[redacted]

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

令和６年６月２０日に開催されました政治倫理審査会について３つ申し上げたき儀があり投稿させていただきます。ご一読のほどお願いいたします。

１．加藤委員の中立性への疑問

加藤委員の主張は、「吉田議員の強い政治信条（＝政治家たるもの自身の発言に一貫性をもつべき）に基づく発言の可能性があるため、(朝来市議会議員)政治倫理条例に違反しているとまでは言えない」でした。

事実行為がない限りはこの可能性を考慮しないのが「公正・中立」です。吉田議員が自身の弁明で「僕は政治家として一貫性を一番大切にしているから許せませんでした」などと主張されていましたか。ましてや委員会内でも指摘のあったように、議決では賛成にまわっています。

つまり加藤委員が「政治家は一貫性を持つべきという強い政治信条に基づいた発言の可能性がある」というのは加藤委員の恣意的な想像で、根拠もなく「議員を貶めようと悪意をもって発言した可能性がある」と倫理違反を主張するのと同じレベルです。前者は擁護で後者は非難となりともに中立ではないのです。

可能性を倫理違反の判断材料として恣意的に取捨選択することは中立公正な委員として許されざる行為です。「疑わしきは被告人の利益に」と取り違えておられるのではないでしょうか。

もう一点、吉田議員が事実と異なる発言をした件について、「本人の故意なのか錯誤なのかを精査しなければ、非難できない」との主張がありました。故意

受付
兵庫県　6．6．21　朝来市
朝議第　　号

の場合は論外ですが、錯誤の場合でも回数が重なれば改善の意思なし（＝故意と同じ）でしょう。本件における「事実と異なる発言」の回数からすれば錯誤であってもすでに不注意で許される許容範囲を超えています。先の弁明においても事実と異なる発言（創生の会の同意云々）がありましたし、加藤委員自身が質問（藤本議員が再三質問とはどれぐらい？）されたり、ご自身のブログに正しい法令解釈を掲載されたりしたように、吉田議員の発言の信ぴょう性について十分ご認識されていると思います。

これだけの間接事実（＝主要事実の存否を推認させる事実）があるにもかかわらず、「今回の審査対象になっている発言は故意ではない可能性があるから倫理違反とまではいえない」と主張されるのでしょうか。

まとめると、加藤委員は、

「政治家としての信念に基づいた発言の可能性がある」ので倫理違反じゃない
「故意か錯誤かわからない」ので倫理違反じゃない

と主張され、

前者では被審査議員自身も主張していない可能性を持ち出し、後者では論点を「故意か錯誤」に置き換えて「常習的な事実と異なる発言癖」を問題視されていません。

しかしながら、そもそも本件は以下の事実が確認された段階で倫理違反が確定しています。

① 批判された請求者が深く傷つき、その主張にも納得できる根拠がある
② 被審査者は多くの点で事実に基づかずに請求者を批判した
③ 被審査者は法令を曲解して自身の主張を正当化した

審査委員長はご自身の主張をできない立場のため、判例云々等婉曲に言葉を選びながらこの明確な点を説明されようと苦慮されているよう推察されますが、加藤委員はこれらを評価する前に、情状要因である「批判の動機」や「事実と異なる発言が故意か錯誤か」を持ち出されています。

今回の審査会でもご意見ありましたように、「事実に基づかない批判や法令を自身の主張にあわせて曲解して引用する」などという行為は言論の府の一つである議会では許容できません。ましてやそれが他議員の批判に使われて議員が傷ついたとなれば、明らかな倫理違反でしょう。
倫理基準の設定には慎重になるべきとも主張されていますが、よく調べず、根

拠もはっきりしないまま、自身の都合に合わせて法令を曲解して主張もしくは他議員を批判しても構わないと言われるのか。

例えば「法制が○○と言っている」というだけで、無実の議員が議会の議決で倫理違反になるのです。法令曲解一つとってもどれだけ重大な倫理違反か。慎重になる理由が全く理解できません。もはや倫理違反の存否ではなく、軽重が論点になっているのです。

にもかかわらず加藤委員の主張は「政治信条に基づいているかもしれないから」「故意で言っているのじゃないかもしれないから」→「倫理違反とまでは言えない」です。

要するに情状を考慮するには事実が求められるのに、可能性だけの情状要件を持ち出し、倫理違反までなかったことにしようとしているのです。

スピード違反者を見て「彼はスピード違反を許されていると信じていた可能性がある」「自分が何キロで走っていたのか知らなかった可能性がある」ので、「彼はスピード違反をしたとまでは言えない」と言っているのと同じに聞こえます。

すなわち加藤委員は、朝来市議会議員倫理条例第７条９項「審査会の委員は、公正かつ不偏の立場でその職務を遂行しなければならない」に違反していると言えるでしょう。

２．渕本委員の時代錯誤と一貫性への疑問

ご自身の新人時代の逸話をもち出され、「『顔を洗って出直してこい』と言われたが、それに対して倫理違反と思わないし、今でも取り上げるつもりはない。議会での批判には議会で反論するべき」とのことでした。

まず一点、「自分は過去こうだったから、今もこうあるべき」という発想はコンプライアンスが厳しくなった昨今、見識を疑う発言です。いまだに「セクハラじゃなくてコミュニケーション」「体罰は教育の一環」と主張する方々を渕本委員はどう思われるのでしょうか。

二点目。藤本議員の一回目の政治倫理審査会はどうなりましたか？　渕本委員は「法制が契約といっている」と倫理違反を積極的にリードし、審査会に続いて議会でも賛成多数で倫理違反が決定されました。
今回のような政治倫理審査会が開催される理由は議会不信によるところもある

のではないでしょうか。残念ながら議会で反論すれば済むと単純に言い切れないのが朝来市議会です。

三点目。渕本委員は藤本議員の二回目の政治倫理審査会の議決においても、「議員には高い倫理性が求められており、疑念を持たれるような行為をすべきではない」とのお考えから倫理違反を主張されました。そこまで高い倫理を求めておられるのに、なぜ今回の委員会において事実認定された「多数の事実に基づかない発言」に寛容なのか。
「契約ではない場に発言もせずに参加することは倫理違反」で、「言論の府である議会で事実に基づかず法令を曲解して他議員を議員の資格なしとか丸投げ議員と非難することは倫理違反ではない」とは、いったいどういう「見解」をお持ちなのでしょう。

3．横尾議員の発言簡略化の希望

横尾議員は熱心に議事録や法令を精査されて審査委員会に臨んでおられますが、発言時間が長く審査会の長期化の一因になっているのではないでしょうか。以下の点の改善を要望します。

1）主張の重複、感情移入
全く同じことや、表現をかえて同じ内容を繰り返す場面が散見されます。また自身の感情、印象を演説風（例：どうですか皆さん、そうでしょう？）に主張し他委員にアピールするのは公平中立な委員としては問題ありと思います。

2）要点の未整理
議事録からの文言引用の場合、①当該ページを開く、②当該発言を読む、③当該発言の問題を主張というプロセスを毎回踏襲するので、確認に時間を要します。後で参照する際もいちいち閲覧というのは大きな時間のロスと思います。

3）議題以外への言及
議論されている問題の関連項目について「余談かもしれませんが」「これは今回とは直接関係しないかもしれませんか」との前置きの後、比較的長い時間を使って説明されることがあります。パブリックコメントのあり方、委員会の期間設定等重要かもしれませんが、審査会は詳細に主張する場ではないと思います。

ご多忙のところ恐縮ですが、審査会のスムーズな運営のためにも、事前にご自身の主張ポイントをまとめたものや、主張に該当する議事録の抜粋などのまとめをご用意いただき、ひとつひとつ読み上げるのではなく、各審査委員に黙読を促すようなスタイルを希望します。

以上僭越かつ長文にて失礼いたしました。梅雨入りにて蒸し暑くなっていきそうですが御身ご自愛いただくとともに、皆様のますますのご活躍をご祈念申し上げます。

上記に対する回答（　不要　）

※　回答が必要な方は、住所・氏名・電話番号を記入願います（個人情報は非公表とし、目的外に使用しません。）。

なお、内容によっては、回答に時間を要する場合がありますのでご了承願います。

※　お寄せいただいた内容は、ホームページや議会だよりで紹介させていただく場合があります。

お問い合わせ先：朝来市議会事務局
電話　079-672-1930
FAX　079-672-1931
E-mail.gikai@city.asago.lg.jp